



公文書の誤廃棄について

固定資産税課において、契約期間中の契約書等の公文書を誤って廃棄したことが判明いたしました。

このような事態を招き、関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に向けた取り組みについてお知らせいたします。

1 事故について

事故発生日 : 令和8年7月8日

誤廃棄した文書 : 「固定資産（土地）評価システム業務委託」の契約関係書類

現在の状況 : 契約相手方に報告済み。契約書等について協議中。

2 事故の概要

保存期間を満了した文書や年末に仮庁舎への移転があることから不要な文書を整理した際に、当該文書が廃棄する文書に紛れてしまい機密文書として誤って廃棄してしまった。

3 事故の原因

廃棄する際に、文書の内容や保存期間の確認が不十分であった。

4 再発防止策

- ・ 公文書の管理について課内研修を実施。
- ・ 書類を廃棄する際は、必ず複数の職員で中身を確認。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市財務部固定資産税課 ☎047-366-7323

FAX 047-365-9488 ✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp